

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の意義

(1) 策定の意義

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉増進の理念や方針を明確に示すものであり、地域福祉を具体的に推進する観点から福祉分野及びそれに関する様々な計画や施策を総合的かつ一体的に定めるものです。

少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、地域コミュニティの弱体化など社会情勢が大きく変化する中で、地域の課題はますます多様化し、複雑化しています。社会的孤立、8050問題、ヤングケアラーなど、個別性が高く既存の福祉制度だけではその課題の全てを解決することは不可能です。

さらに、コロナ禍により、より多くの人が社会的孤立や経済的困窮に直面し、地域での権利擁護の重要性も改めて浮き彫りになっています。

制度・分野ごとの縦割りや支える側、支えられる側という従来の関係を越えて、地域や一人一人の人生の多様性や権利が守られることを前提として、人と人、人と社会がつながり支え合う「地域共生社会」の実現が求められています。制度のはざまを埋め、多様な社会参加や地域づくりを福祉に限らず多様な主体が参加して構築していく環境を整えることが必要であり、国はそのための包括的な支援体制づくりを進めてきました。

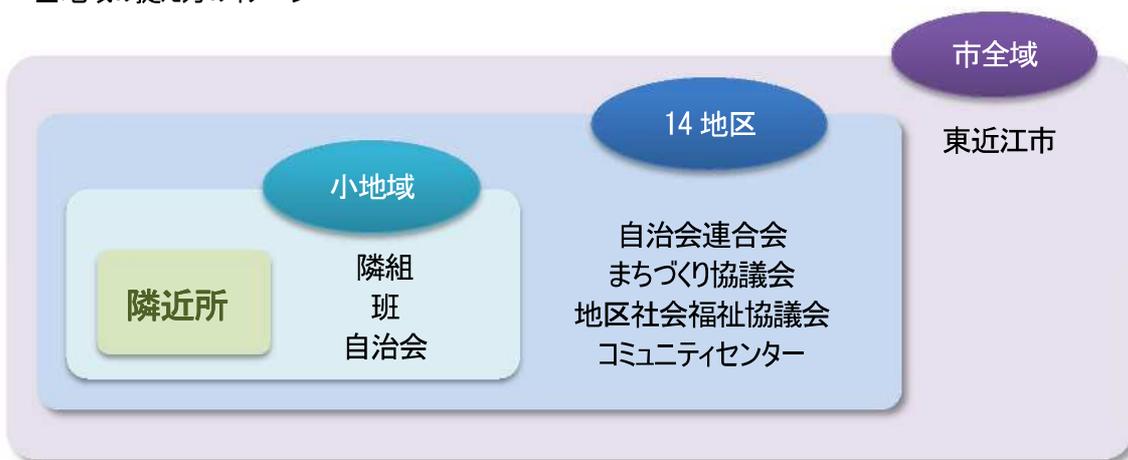
本市では、第1次地域福祉計画策定以降、市民協働推進計画に基づく協働のまちづくりの推進や、地区住民福祉活動計画の推進により、地域が主体となって課題を話し合い、協働して解決する取組が生まれています。第2次地域福祉計画（以下「第2次計画」という。）では、そうした取組や動きを市全体に広げるために、地域福祉の理念や方針を示すとともに地域福祉活動を見える化し、共有する取組を進めてきました。さらに、そうした活動を支えるための担い手やコーディネーターなどの人づくりやボランティア、NPO、民間団体、行政などの連携とネットワーク化にも取り組んできました。

第3次地域福祉計画（以下「本計画」という。）では、こうした考え方や流れを踏まえ、誰もが安心して暮らせるまちづくりをさらに推進するため、地域の福祉活動、保健・医療・福祉などの関係機関、行政、地域づくりにかかわる様々な団体などが協働した取組を発展させることが求められています。計画の策定に当たっては、市民、福祉関係団体などの意見や意向を把握し、地域福祉の取組の現状や課題を明らかにするとともに、行政の部署を越えた連携を行うための体制づくりを念頭にプロジェクトチームを組織し、地域福祉を推進するための支援策や体制について検討し、計画に反映させています。

(2) 「地域」の考え方

本計画における地域福祉の推進単位となる地域の考え方は、自治会連合会、まちづくり協議会、地区社会福祉協議会などの活動区域であり、コミュニティセンター単位である 14 地区を基本とします。防災や見守りなど地域に根ざした身近な活動は、隣組、班、自治会などのさらに小さな地域（小地域）で推進します。各地域の個性をいかしたまちづくりや培われてきた歴史、文化や伝統をいかして地域福祉を推進します。

■地域の捉え方のイメージ



(3) 地域福祉を取り巻く制度環境の変化

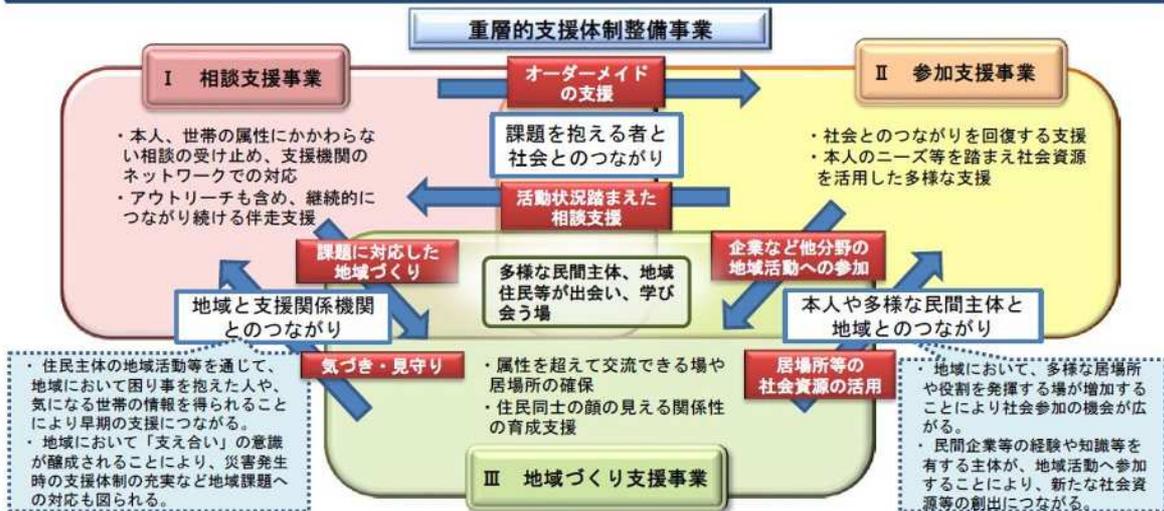
地域共生社会の実現に向けた国（厚生労働省）の主な動き

平成 27 年	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」 全ての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり(全世代・全対象型地域包括支援)、分野を問わない包括的な相談支援の実施や、福祉サービスを総合的に提供できる仕組みづくり
平成 28 年	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 地域力強化検討会の設置 多機関の協働による包括的支援体制構築事業
平成 29 年	地域力強化検討会最終取りまとめ 地域共生が文化として定着する挑戦や、専門職による多職種連携、地域住民などとの協働による地域連携、多様な参加の場・働く場の創造などが方向性として示される。
平成 30 年	改正社会福祉法施行
令和元年	地域共生社会推進検討会 地域共生社会に向けた包括的な支援と多様な参加・協働の推進に関する検討と取りまとめ。本人や世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切な支援を行うため、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の三つの支援を一体的に行うことが示される。
令和2年	社会福祉法など改正法の可決・成立、公布
令和3年	重層的支援体制整備事業の創設

重層的支援体制整備事業の内容

「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の相互関係

- 「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の3つの事業について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、以下のような効果が期待される。
 - 相談支援事業で浮かび上がったニーズについて、参加支援事業を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。また、参加支援事業の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた相談支援事業を行うなど支援の充実が図られる。（相談支援事業の充実・社会参加メニューの充実）
 - 地域づくり支援事業と参加支援事業の推進により、企業等も含めた多様な主体について地域活動への参加がすすみ、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される（地域資源の開拓）
 - 地域づくり支援事業の推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくられ、一人ひとりが社会参加できる地域になるとともに、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援事業へ早期に繋がりがやすくなる。（地域の支え合い）
- 多様なつながりが生まれやすくする環境整備を進めるためには、行政、株式会社やNPO法人等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、学びあうことができること（プラットフォーム機能）が効果的である。



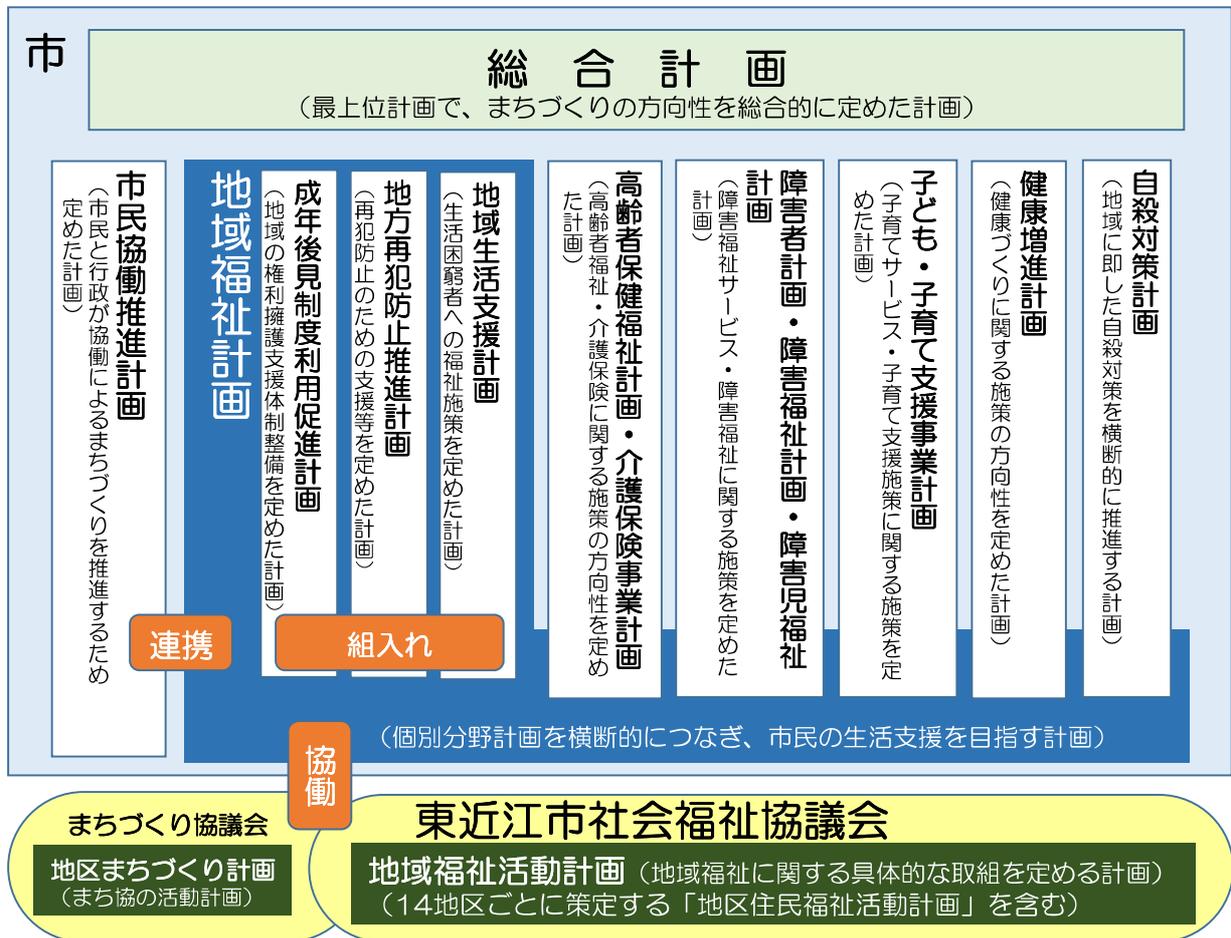
出典:厚生労働省資料

2 計画の位置づけ

本計画は、「第2次東近江市総合計画」に示されている基本構想を踏まえ、高齢者、障害者、子どもなど、「対象者」に着目した既存の計画やまちづくりの視点も含めて、「地域」に着目した取組を総合し、市民の生活支援を目指す基本計画として位置づけます。

第2次計画で「地域生活支援計画」を組み入れ、本計画では、「成年後見制度利用促進計画」及び「地方再犯防止推進計画」を包含し、地域の基盤づくりを一体的に行います。

また、東近江市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」や、まちづくり協議会が策定する「地区まちづくり計画」とも協働して、計画の推進を図ります。



3 計画の期間

第2次計画は、第2次東近江市総合計画の改定時期に合わせ、平成29年度から令和3年度までの5年間の計画として策定しました。本計画については、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画とします。東近江市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」も同様の計画期間となっています。

■地域福祉計画、その他計画の計画期間

(年度)	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
地域福祉計画	2次 5年			3次 5年 成年後見制度利用促進計画 地方再犯防止推進計画							
東近江市社会福祉協議会 地域福祉活動計画	2次 5年			3次 5年							
総合計画	2次 前期 5年			2次 後期 4年				3次			
市民協働推進計画	10年										
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	7期 3年		8期 3年		9期 3年						
障害者計画	2次 6年			3次 6年							
障害福祉計画 障害児福祉計画	5期 3年		6期 3年		7期 3年						
	1期 3年		2期 3年		3期 3年						
子ども・子育て支援事業計画	1期 5年		2期 5年			3期 5年					
健康増進計画		3次 5年			4次 6年						
自殺対策計画		1次 5年			2次 5年						

4 計画の策定方法

庁内の関係課職員で構成する「地域福祉プロジェクト委員会」を設置し、地域福祉推進のための課題や事業を整理するとともに計画案を検討しました。さらに、三つの部会を設置し、テーマについての検討を深め、連携を促進する場を設けています。

また、広く関係者や市民の意見を反映するため、学識経験者や公募市民、社会福祉・福祉団体、市民団体、保健・医療の関係者で構成された「地域福祉計画推進委員会」でも計画の内容を検討しました。

そのほか、地域福祉活動を実践する社会福祉協議会と連携及び情報共有を図りました。

